

生駒市条例第7号

生駒市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例

生駒市介護老人保健施設条例（平成13年6月生駒市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改める。

第3条第3号中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改め、同条第4号中「第8条の2第8項」を「第8条の2第6項」に改め、同条第5号中「第8条の2第10項」を「第8条の2第8項」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（手数料）

第5条の2 診断書その他の文書の交付を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。

2 手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 診断書交付手数料 1通につき3,240円

(2) その他の文書交付手数料 1通につき1,080円

3 前項の手数料の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額を含むものとする。

第6条の見出し中「利用料金等」の次に「及び手数料」を加え、同条中「前条」を「第5条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、規則で定めるところにより、前条に規定する手数料を減免すること

ができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。